

(外交防衛委員会)

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局と

の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号) (衆議院送付) 要旨

この協定は、我が国と博覧会国際事務局(以下「BIE」という。)との間で、二千二十五年日本国際博覧会(以下「博覧会」という。)に際し、参加する国及び国際機関の陳列区域代表事務所、BIE等が享有する特権及び免除等について定めるものであり、二〇二二年(令和四年)二月十五日にドバイで署名されたものである。

この協定は、前文、本文十七箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、日本国政府は、自国の法令に従い、陳列区域代表事務所の職員等の自国への入国及び自国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとる。陳列区域代表事務所の職員等の博覧会に関する査証は、無償で、かつ、できる限り速やかに発給される。

二、日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所及びBIEは、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全

ての直接税を免除される。

三、陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税を免除される。

四、博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員及びB I Eの代表者は、博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除を日本国において享有する。

五、この協定は、日本国政府及びB I Eがこの協定の受諾を通告する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生じ、日本国政府とB I Eとの間の合意により終了しない限り、博覧会の終了の日の後一年が経過するまでの間効力を有する。